

平成 2 5 年

第 2 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の制定について
函館市国際水産・海洋総合研究センター条例を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 2 8 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例

(設置)

第 1 条 水産・海洋に関する先端的で独創性のある研究開発を支援し、
ならびに水産・海洋に関する企業、研究者および学術研究機関の間の
連携および交流を促進することにより、国際的な学術研究拠点都市の
形成を図り、もって本市の学術、教育および産業の発展に資するため、
市に国際水産・海洋総合研究センターを設置する。

(名称および位置)

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市国際水産・海洋総合研究センター

位置 函館市弁天町 2 0 番 5 号

(事業)

第 3 条 函館市国際水産・海洋総合研究センター（以下「センター」と
いう。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水産・海洋に関する調査、試験、研究開発および教育のための施
設の提供に関すること。
- (2) 水産・海洋に関する企業、研究者および学術研究機関の間の連携
および交流に関すること。
- (3) 水産・海洋に関する情報提供に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 研究室
- (2) 共用実験施設
- (3) 実習室
- (4) 研究室使用者用会議室
- (5) 研究者交流スペース
- (6) 会議室
- (7) 海水供給施設
- (8) 海洋調査関連施設
- (9) 多目的広場
- (10) 情報提供施設
(供用期間等)

第5条 研究室，共用実験施設，研究室使用者用会議室，研究者交流スペース，海水供給施設および海洋調査関連施設の供用期間および供用時間，実習室，会議室および情報提供施設の開館時間および休館日ならびに多目的広場の開場時間および休場日は，規則で定める。

(研究室等の使用者の範囲)

第6条 研究室，共用実験施設（大型実験水槽に限る。），実習室，会議室，海水供給施設および多目的広場を使用することができる者は，次の各号（研究室にあっては，第1号に限る。）に掲げる者とする。

(1) 水産・海洋に関する調査，試験，研究開発もしくは教育を行っている者または行おうとする者

(2) その他センターの設置の目的から市長が適当と認める者

2 共用実験施設（大型実験水槽を除く。），研究室使用者用会議室，研究者交流スペースおよび海洋調査関連施設を使用することができる者は，次の各号（研究室使用者用会議室および研究者交流スペースにあっては，第1号に限る。）に掲げる者とする。

(1) 次条第1項の規定により研究室の使用の許可を受けた者

(2) その他センターの設置の目的から市長が適当と認める者

(使用の許可)

第7条 センターの施設（研究室使用者用会議室，研究者交流スペース

および情報提供施設を除く。第9条、第10条および第17条において同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、研究室の使用を許可しようとするときは、あらかじめ函館市国際水産・海洋総合研究センター研究室使用資格審査委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

3 研究室の使用を許可する期間は、5年を超えないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、許可を更新することができる。

4 市長は、第1項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用資格審査委員会)

第8条 市長の諮問に応じ、研究室を使用しようとする者の資格について審査するため、函館市国際水産・海洋総合研究センター研究室使用資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、水産・海洋に関する学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(使用の不許可)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第10条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

（使用料）

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 共用実験施設（大型実験水槽に限る。）の使用の許可を受けた期間が引き続き1月以上である場合における当該共用実験施設の使用料は、月払とする。

3 海水供給施設の使用料は、月ごとに使用水量を計量して算定し、月払とする。

4 研究室、共用実験施設（使用の許可を受けた期間が引き続き1月以上であるものに限る。）および海洋調査関連施設の使用料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、市長が特に認めるときは、変更することができる。

5 海水供給施設の使用料の納付期限は、月ごとの使用水量を計量した日の属する月の末日とする。

6 共用実験施設（使用の許可を受けた期間が引き続き1月以上であるものを除く。）、実習室および会議室の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

7 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

（使用者の費用負担）

第13条 研究室、共用実験施設、海水供給施設、海洋調査関連施設または多目的広場の使用に伴う次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道および下水道の使用料

(2) 一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号）第8条第1項ただし書の規則で定めるも

のおよび同条例第9条の規則で定めるものに限る。) および産業廃棄物の処理に要する費用

- (3) その他市長が前2号に準ずるものと認める費用
(特別設備等の制限)

第14条 使用の許可を受けたセンターの施設および研究室使用者用会議室の使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
(2) 使用の許可の条件に違反したとき。
(3) 第9条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
(4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第16条 市長の許可を受けた者以外の者は、センターの施設またはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第17条 使用者は、センターの施設の使用を終了したとき、または第15条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第18条 センターに入場した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償

しなければならない。

(入場の制限)

第19条 市長は、センターに入場しようとする者または入場した者が第9条各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第20条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設（研究室を除く。）の使用の許可および制限に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第7条第1項および第4項、第9条、第14条から第16条までならびに前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第8条、次項および附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 研究室の使用の許可の手續その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

固定資産評価審査委員会の委員	日額 5,000 円	を
----------------	------------	---

固定資産評価審査委員会の委員	日額 5,000 円	に
国際水産・海洋総合研究センター研究室使用 資格審査委員会の委員	日額 5,000 円	

改める。

別表（第 1 1 条関係）

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
研究室	研究室（１）	1 区画 1 月につき	1 6 , 4 6 0 円
	研究室（２）	1 区画 1 月につき	2 4 , 3 6 0 円
	研究室（３）	1 区画 1 月につき	3 2 , 9 2 0 円
	研究室（４）	1 区画 1 月につき	4 9 , 3 8 0 円
	研究室（５）	1 区画 1 月につき	7 5 , 7 2 0 円
共用実 験施設	大型実験水槽 以外の施設	1 平方メートルまで ごとに 1 月につき	5 5 0 円
	大型実験水槽	1 日につき	7 , 8 6 0 円
実習室	実習室（１）	1 時間までごとに	3 0 0 円
	実習室（２）	1 時間までごとに	4 0 0 円
会議室	大会議室	1 時間までごとに	8 0 0 円
	中会議室	1 時間までごとに	2 0 0 円
海水供給施設		使用水量 1 立方メー トルまでごとに	1 8 0 円
海洋調査関連施設		1 平方メートルまで ごとに 1 月につき	4 2 0 円
多目的広場		無	料

備 考

- 1 研究室の使用者が次の各号に掲げる施設を使用する場合（商品の宣伝，展示，販売等営利目的で第3号に掲げる施設を使用する場合を除く。）における当該各号に掲げる施設の使用料（次項に規定する使用料を除く。）は，上表の規定にかかわらず，無料とする。
 - (1) 共用実験施設（使用の許可を受けた期間が引き続き1月以下であるものに限る。）
 - (2) 実習室
 - (3) 会議室
- 2 実習室または会議室の使用で冷房または暖房を使用した場合は，上表の規定による使用料の額の5割に相当する額を使用料として徴収する。
- 3 使用料の額が月額で定められている施設の使用の許可の期間の始期または終期が月の中途である場合における当該月の使用料の額は，日割りにより計算し，その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。
- 4 会議室を研究室の使用者以外の者が商品の宣伝，展示，販売等営利目的で使用する場合は，上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

（提案理由）

弁天町に国際水産・海洋総合研究センターを設置するため

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例施行規則大綱

- 1 供用時間等について
- 2 使用許可の申請等について
- 3 許可書の提示について
- 4 変更許可の申請等について
- 5 研究室の使用許可の更新の申請等について
- 6 使用資格審査委員会について
- 7 研究室の使用者の届出について
- 8 使用中止の届出について
- 9 使用料の納付期限の変更等について
- 10 使用料の減免について
- 11 使用料の還付について
- 12 特別設備等の申請等について
- 13 使用者の遵守事項について
- 14 入場者の遵守事項について
- 15 立入りについて
- 16 損傷等の届出等について
- 17 使用後の点検について
- 18 指定管理者に管理を行わせる場合の読替えについて